

令和7年度

社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

■ 基本方針

基本的な考え方

近年の経済格差などに伴う貧困問題の深刻化、家族や地域社会の絆の希薄化など社会・経済情勢の変化に伴い福祉を取り巻く環境は大きく変化している中で、地域共生社会の実現に向けた重層的な福祉サービスを推進し、生活困窮者の自立支援をはじめ、権利擁護支援など福祉サービスの支援体制づくりに向けた取組みが求められています。

本会では、第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念であります「みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ」の実現を目指してまいります。

重点活動目標

- (1)地域における包括的な支援体制づくりにおいて、中核的な役割を果たすことができるよう、福祉サービスを十分に提供できる専門性を有した職員の確保、養成、定着など人材の基盤強化に努めます。
- (2)障がい者人口が年々増加傾向にある中、ニーズや問題点も多種多様化するなど障がい福祉の最大の目的である「障がい者の自立支援」に向けて、地域の総合相談支援の拠点として、あま市より障害相談支援事業における「基幹相談支援センター」を受託し推進します。
- (3)地域におけるインフォーマルサービスや拠点づくりなど様々な活動に参加できるよう団塊世代や学生に呼びかけをしていきます。
- (4)企業・法人の社会貢献活動促進の支援、地域や学校との連携による福祉教育の充実へより一層の支援を行います。
- (5)近い将来に発生が懸念されている「南海トラフ地震」等を含む様々な自然災害に備え、平時から災害福祉支援体制を整備する必要があります。そのため福祉分野のみならず、医療や産業、教育などの他分野の方々との連携・交流の更なる活発化に努めます。

■ 事業内容

(1) 企画・広報事業

①まるっとあま（社協だより）

市民に対して社会福祉協議会の活動状況及び事業等の情報を発信するとともに、より見やすく、親しみやすい情報誌の作成に努めます。

○発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

②ホームページ（公式ウェブサイト）

ホームページにて地域福祉の最新情報を頻繁に更新し、より一層の地域福祉への理解や参加の促進を図りつつ、バナー広告への掲載についても募集に努めます。

③SNSの活用

LINE公式アカウント (@amasyakyo) を使用し、登録をされている方々に本会の事業及び福祉の情報等を積極的に発信し、認知度の向上や事業参加の促進や登録者の拡充に努めます。

④マスコットキャラクター

本会のマスコットキャラクター「あーちゃん」と「まーちゃん」をホームページや社協だより「まるっとあま」等をはじめ、各種資材や事業等で活用することで、本会の認知度の向上とイメージキャラクターの定着等に努めます。

(2) 地域福祉推進事業

①会員募集

地域福祉の推進を図るため、必要な事業財源を確保することを主旨として、普通会员及び法人会員の募集を実施します。

○強化月間

- | | | | |
|------|----------------|------|--------|
| ・ 6月 | 法人会員（法人及び事業所等） | 年額1口 | 3,000円 |
| ・ 7月 | 普通会员（個人） | 年額1口 | 500円 |

②配食サービス

市内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施するとともに、安否確認に努めます。

- ・ 実施日 毎週月曜日～土曜日（週6回まで利用可能）
- ・ 費用 1食 400円

③寝具洗濯乾燥消毒サービス

市内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体

障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に実施します。

・乾燥と消毒 年4回（4月・8月・10月・2月）

・洗濯 年2回（6月・12月）

※1回につき寝具（掛布団・敷布団・毛布）4枚まで

④車いすの貸出

市内に住所を有する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上に努めます。

○貸出期間 1か月以内

⑤福祉教育の推進

福祉教育を推進するため、市内の小学校、中学校、高等学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践学習の機会を提供するとともに、広く地域住民に対しても福祉教育の機会を確保し、必要な相談支援を行います。

・対象 市内の小学校・中学校・高等学校、地域住民等

・内容 事業費補助・福祉実践教室の開催・福祉教育に関する相談支援

⑥福祉団体の育成・援護

市内6団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。

○団体名 ・市老人クラブ連合会 ・市子ども会連絡協議会
・市身体障害者福祉協会 ・市心身障害児者保護者会
・市母子寡婦福祉会 ・市遺族連合会

⑦たすけ愛協力店

地域福祉活動の推進にご協力いただける店舗、事業所等を『たすけ愛協力店』とし、身近なところで福祉に関する情報や募金箱などを設置することにより、広く市民の皆様へ福祉の理解を深めていただくことを目的に行います。

・対象 市内に店舗を有する事業者等

・内容 福祉募金箱（通称：たすけ愛チャリティボックス）の設置及び事業等のポスター掲示の協力

（3）共同募金配分事業

①ふれあい・いきいきサロン支援事業

生きがい・健康・仲間づくり等を目的として、住民が主体となって行われる「小地域でのつどい」や「茶話会」をはじめとした身近な範囲でのサロン（居場所づくり）活動に対し、必要な相談支援及びサロン運営費の補

助やサロン実践者の交流・情報交換会等を行います。また、コロナ禍における新たな生活様式を適用した安全なサロン運営が定着するよう働きかけることで、継続した居場所づくりをボランティアセンターとともに支援に努めます。

- ・助成金 新規開設等 20,000円
- ・運営費 補助金基本額（1か月）2,500円
同月内に開催日が1回増えるごとに1,500円を増額
ただし、上限額を月7,000円までとする
- ・サロン設置状況 28か所(令和7年1月31日現在)

②ボランティア団体への補助

市内における、無償福祉ボランティアの活動支援を目的とした補助金の交付を行います。

- ・補助対象 ボランティアセンターに登録している福祉を目的とする無償福祉ボランティア団体
- ・補助額 1団体（年額）15,000円

③車いす専用車の貸出

傷病等により歩行や車両の乗り降りが困難な市内に住所を有する方、または、親族が市内に住所を有する方に対し、車いす専用車を貸出します。

- ・利用日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・利用時間 午前8時30分～午後5時
- ・費用 無料（ただし、通行料・駐車料金等は実費負担）

④親子防災体験事業

市内に住所を有する小・中学生及びその保護者を対象に、防災に関する知識を身につけ意識を高めるとともに、体験を通して参加者相互の交流を深めることを目的に行います。

- ・期 日 令和8年1月31日（土）
- ・場 所 あま市甚目寺総合体育館
- ・対象者 あま市内の小学生・中学生とその保護者

⑤心身障がい児・者クリスマス会

市内に住所を有する療育手帳所持者を対象にクリスマス会を開催し、参加者相互の交流及び親睦を深めることを目的に行います。

- ・期 日 令和7年12月6日（土）
- ・場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ・対象者 あま市に在住する療育手帳所持者及び市心身障害児者保護者
会員

⑥移動援助サービス事業（あまのかけあしS）

市内に住所を有する概ね75歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独で外出が困難で、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスの提供を行います。

- ・利用目的 医療機関への通院、官公庁での手続き、金融機関の手続き等
- ・実施範囲 あま市内
- ・利用日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・利用時間 午前9時～午後5時の内3時間以内
- ・利用回数 月2回まで
- ・費用 無料（ただし、有料駐車場等は実費負担）

⑦入学祝品贈呈事業

市内の小学校へ入学する児童を対象に、勉強に必要な文房具類等を祝品として贈呈します。

また、入学シーズンとなると出費が重なることへの不安から、市内外の中学校及び特別支援学校の中等部へ入学するひとり親世帯の生徒を対象に祝品を贈呈します。

⑧福祉人材育成事業

介護・障がい福祉分野における人材確保のため、未経験介護職希望者に対し介護職員初任者研修を実施することにより、あま市内における福祉人材不足の解消をはじめ、就労の機会に努めます。

- ・期 日 令和7年11月から全15回予定
- ・場 所 あま市甚目寺総合福祉会館他
- ・対象者 あま市内に在住在勤（18歳以上）で、研修終了後には市内に所在する介護・障がい福祉分野の施設や事業所に勤務する意思のある方等
- ・費 用 一部負担金があります。
(令和6年度実績 一人20,000円)

⑨フードドライブ・フードパントリー事業

食品ロス削減や持続可能な開発目標（SDGs）に鑑み、フードドライブによる食料品の募集を行うことで市民や法人・事業所による社会貢献活動を推進し、生活に困窮するひとり親家庭やこども食堂、母子寡婦福祉会等へ食料品を配布するとともに、その他必要とされる様々な支援へと繋げる機会としてフードパントリーを行います。

- ・フードドライブ（募集期間） 令和7年10月から11月末まで
- ・フードパントリー（配布期間） 令和7年12月下旬に実施

(4) ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方を繋げ、ボランティア活動の機会を広く提供します。

また、ボランティア活動の輪を広げ、情報の提供や各種講座の開催、地域支援活動に関する相談や援助を目的に運営します。

①ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの事業推進及び機能充実を図るため、運営委員会を開催して機能強化に努めます。

○開催回数 年3回(6月・9月・2月)を予定

②ボランティア情報の発信

まるっとあま(社協だより)をはじめ、ホームページやSNS等を活用して、登録団体の紹介、ボランティア事業の周知、報告、募集情報などに努めます。

③ボランティア養成講座の開催

あま市で必要とされるボランティア活動の推進を図るため、各種ボランティアの養成に努めます。また、手話奉仕員養成講座は大治町社会福祉協議会と共同で開催します。

○手話奉仕員養成講座

- ・期 日 令和7年5月から全40回予定
- ・場 所 あま市甚目寺公民館
大治町総合福祉センター希望の家
- ・対象者 あま市及び大治町に在住在勤の方
- ・費 用 無料(ただし、テキスト代は実費負担)

○ボランティア養成講座

- ・期 日 令和7年8月予定
- ・場 所 あま市七宝焼アートヴィレッジ
- ・対象者 あま市内に在学及び在住在勤の方

○移動援助サービス協力員養成講座

- ・期 日 令和7年12月予定
- ・場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ・対象者 普通自動車運転免許証をお持ちの方

④安心支え合いネットワーク事業の推進

市内に住所を有する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け(ゴミ出し、買い物支援)、安心電話」の活動からなる

無償ボランティア活動を推進します。

⑤ボランティアフェスティバルの開催

市民団体及びボランティア団体が一堂に会し、あま市を盛り上げ、市民の輪を広げることを目的に、市民による市民のための啓発事業（第9回あまのわ）の運営に協力します。

- ・期 日 令和7年10月18日（土）
- ・場 所 あま市役所 駐車場他

⑥ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動保険加入手続きをはじめ、加入者の活動中におけるケガ等による傷害保険・賠償保険の受付窓口に努めます。

⑦災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

近年、各地で大規模災害（地震・風水害等の自然災害）が多発しており、被災地の各市町村社協にて災害ボランティアセンターの設置・運営の機会が増加しています。

災害ボランティアセンターを運営するにあたり、職員のスキルアップを図り、全国から駆け付けるボランティアによる復旧・復興支援の受付、被災者ニーズの把握やボランティア派遣等による災害ボランティアセンターの役割や日頃から取り組める減災や防災対策に備えるとともに、区長会及び区会（町内会）や福祉団体等を通して、市民へ説明に努めます。

- ・期 日 令和7年12月及び令和8年3月予定
- ・場 所 あま市甚目寺総合福祉会館予定

⑧福祉出前講座

市民等に対し、本会の事業や取り組みについて職員が講師となり、本会に関する理解や地域福祉への関心を高めることを目的に行います。

⑨西尾張ブロックボランティアフェスティバルの開催

広域のボランティア活動者同士の交流を通じた意識の向上とモチベーションの維持、時代性や課題等を基にボランティアの在り方や活動意義を学び、ボランティア活動者の資質向上を目的に開催します。

- ・期 日 令和8年1月24日（土）
- ・場 所 あま市美和文化会館

（5）介護保険事業

①居宅介護支援

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれてい

る環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業種別 居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）、要介護認定調査

②訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業種別 訪問介護、あま市ホームヘルプサービス第1号訪問事業（訪問従来型サービス・訪問基準緩和型サービス）

（6）地域包括支援センター（委託型）

地域で暮らす高齢者やその家族が安心して暮らせるように、福祉、医療、介護などの様々な面から総合的な支援に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会地域包括支援センター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業場所 あま市甚目寺総合福祉会館
あま市七宝老人福祉センター
あま市美和総合福祉センターすみれの里

（7）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを推進します。

①生活支援コーディネーターの配置

高齢者の日常生活上の支援体制を整備していくために、生活支援コーディネーターを配置します。生活支援コーディネーターは、生活支援における社会資源の開発や充実、関係者間のネットワークの構築、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動などに取り組みます。

②生活支援体制整備協議体の運営

生活支援の体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による社会資源開発等を推進するための話し合いの場である生活支援体制整備協議体の運営に努めます。

(8) 指定管理受託事業

①福祉センター

総合的な福祉サービスを提供するとともに、市民の健康の増進と福祉活動を助長し、社会交流及び福祉の向上を図り、各種相談、入浴、教養の向上及び、レクリエーションのための便宜を供与します。

○施設名称 あま市七宝老人福祉センター
あま市美和老人福祉センター
(美和総合福祉センターすみれの里内)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後4時00分

○施設名称 あま市老人福祉センター(甚目寺総合福祉会館内)

- ・開館日 月曜日～土曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後5時00分

②障がい福祉施設

障がい福祉施設が、公の施設であることを常に念頭におき、適切な管理に努めます。

○施設名称 あま市くすのきの家
あま市美和ひまわり作業所
あま市くすのきの家(西館)

- ・開館日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分

(9) 障害相談支援事業

①基幹相談支援センター事業(新規)

令和4年度障害者総合支援法改正により、令和6年4月1日から「基幹相談支援センター」が自治体による設置の努力義務となり、本会におけるこれまでの障がい福祉サービスの実績や経験を活かし、障がい者の種別等に関わらず個々のニーズに答えるため、総合的かつ専門的な相談支援を継続して実施するとともに、地域の相談支援体制強化のための事業者に対する相談・助言等の業務や、地域自立支援協議会の運営等、様々な課題に対し、障害児者の相談支援の中核的な役割を担う機関として積極的な取り組みにより、基幹的な相談業務を受託・運営できるよう努めます。

②障害相談支援事業（委託型）

あま市からの受託による一般相談に従事するとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体、知的、精神に障がいがある方及び難病の方等を対象として、日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談等の支援に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会障害相談支援事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(10) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援B型

雇用されることが困難な知的障がいの方に就労の機会や生産活動等の機会の提供、また、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援に努めます。

- 事業所名 あま市くすのきの家、あま市美和ひまわり作業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

②生活介護

常時介護等を必要とする知的障がいの方が、安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援に努めます。

- 事業所名 あま市くすのきの家（西館）
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

③居宅介護

障がいにより介護を必要とする方に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

④重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、

排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方が外出時において、同行、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、外出する際に必要な援助も努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑥移動支援

あま市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援に努めます。

- 事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(11) 総合相談・生活支援事業

①心配ごと相談

- a. 広く地域住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言に努めます。

○実施日及び場所

- 第1木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- 第2木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
- 第3木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により相談日を変更する場合があります。

- ・時間 午前10時00分～正午（午前11時30分受付終了）
- ・相談員 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ・内容 日常生活のあらゆる不安や悩みごとに対して助言等
- b. 愛知県弁護士会に委託し、相談者に対して、専門的な立場から適確な助言に努めます。

○実施日及び場所

- 第1・3木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
- 第2木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- 第4木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）
- ・相談員 弁護士
- ・内 容 日常生活上のトラブルに対して法的なアドバイス等

②司法書士による相続・登記相談

愛知県司法書士会と共同主催にて事業を実施し、相談者に対して専門的な立場から、適確な助言に努めます。

○実施日及び場所

- 奇数月第4木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館
- 偶数月第4木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- 奇数月第2木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

- ・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）
- ・相談員 司法書士
- ・内 容 相続や遺言の手続き及び登記手続きに対するの助言

③日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱える認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ、書類の管理などをするのに不安のある方に対して、専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。

また、愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供し、日常生活自立支援事業の待機期間の解消の取り組みとして、昨年度より生活支援員体制の見直しを図っていますが、引き続き効率的な運用に努めます。

- 内 容 ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

④法人後見業務「サポートあま」

あま市の成年後見制度利用促進に係る中核機関と協働し、広報・啓発活動を通じて、市民や介護、障がい事業等に携わる関係者への周知に努めるとともに、個別の事案には、当事者の意思決定を尊重し、権利擁護支援に係るネットワーク形成に寄与します。

また、法人後見業務では、認知症や知的障がい、精神障がいなどによっ

て、判断能力が不十分になり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れたあま市（地域）で安心して暮らせるよう支援します。

地域のセーフティネットとしての役割のほか、地域の権利擁護を支える法人後見支援員及び市民後見人の担い手確保について、検討・実施するとともに、将来的な観点として、任意後見制度を含む見守りサービスの実施を検討していきます。

(12) 貸付制度

①生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。

- 種 類 ・ 総合支援資金 ・ 福祉資金 ・ 教育支援資金
- ・ 不動産担保型生活資金 等々

②くらし資金貸付制度

生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し経済的自立を助けます。

- 種 類 ・ 医療費 ・ 生活費
- ・ その他、生活を営む上で必要な資金

③市つなぎ資金貸付制度

市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して、保護費支給までに必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に、必要な資金を無利子で貸付けます。

- 種 類 ・ 保護費の初回支給までの生活費
- ・ その他、生活を営む上で必要な資金